

「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 8年 9月24日

坂 城 町 長      山 村      弘

坂城町条例第11号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の7」を「第243条の2の8」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日（令和8年9月24日）から施行する。